

目次

- 開示コントロール及び
手続と財務報告に係
る内部統制との比較
- 非会計基準測定尺度、
利益リリース及び
DCP
- 開示委員会の検討事
項
- 例となるアプローチ—
非会計基準測定尺度
の開示に関連するコ
ントロール
- 付録 A—COSO の観
点からのコントロール
- 付録 B—ICFR 及び
DCP の定義

コントロール及び非会計基準測定尺度

ジェフ・オグトン(Jeff Aughton)、ジェニファー・バーンズ(Jennifer Burns)及びキャシー・クロフォード(Kathy Crawford) (Deloitte & Touche LLP)

非会計基準測定尺度に係る現在の焦点の一環として、SEC は、会社及び監査委員会が、当該測定尺度の開示に関して、適切なコントロールを導入しているか否かに関して疑問を呈した¹。当 *Heads Up* は、設定されるコントロールの種類を議論し、かつ概括レベルでのコントロールの問題点の例、及び非会計基準測定尺度に関連した考慮事項に対する関連対応を提供している。加えて、当 *Heads Up* は、考慮事項に対する例となるアプローチを概説している。



編集者注

非会計基準財務測定尺度に係るデロイトの新規ロードマップ公刊物は、現在開発中であり、2016年夏の発行が予定されている。

開示コントロール及び手続と財務報告に係る内部統制との比較

コントロールの種類及び例に関する詳細な議論へ進む前に、我々は、非会計基準測定尺度に係るコントロールは、開示コントロール及び手続(DCP)に関連するか、財務報告に係る内部統制に関連するコントロール(ICFR)に関連するか、又はその双方に関連するかを明確化することにより、整理をしなければならない。

SEC 及び PCAOB 規則(付録 B 参照のこと)の双方において定義される ICFR は、「一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した、外部目的での財務報告及び財務諸表の作成の信頼性」に関連するコントロールに焦点を当てている。他方 DCP は、より広範に定義され、会社により開示されることが要求される全ての情報に関するものである(付録 B 参照のこと)。

非会計基準測定尺度の開始点は、会計基準測定尺度であるため、ICFR は、非会計基準測定尺度の基礎を形成する会計基準測定尺度が決定される時点までの検討に関連することになる。しかしながら、会計基準測定尺度への調整、及び非会計基準測定尺度の関連計算に係るコントロールに関しては、—非会計基準測定尺度の監督及びモニタリングを含め—、我々は、当該コントロールを、DCP の文脈で検討することが適切であると信じている。

支援組織委員会(COSO)「内部統制—統合的フレームワーク」により検討されている、非会計基準測定尺度に係るコントロールの議論については、付録 A を参照のこと。

非会計基準測定尺度、利益リリース及び DCP

SEC による、宣誓書に係る最終規則は、以下のことを言及している。それは 2002 年サーベンス・オクスリー法 302 項は、経営者は、DCP が、「証券取引法[脚注省略]の下でファイル又は提出される報告書において、発行者により開示されることを要求される情報が、当委員会の規則及び様式で特定されている期間内に、記録され、処理され、要約されかつ報告されることを保証する」に当たり有効であることを、四半期毎に宣誓することを要求している。非会計基準測定尺度を含む利益リリース(earnings release)はしばしば、様式 8-K で提出される。これは、DCP に係る有効性の宣誓書を要求していない。しかしながら、最終規則はまた、「開示コントロール及び手続……は、臨時報告書(current report)における完全かつ適時開示を保証すべく、設計され、維持され、かつ評価されることが要求される。」と言及している。

したがって、様式 8-K により利益リリースにおいて非会計基準測定尺度を利用する登録者は、—又は様式 10-Q 及び 10-K(財務諸表外)においてそれらを使用する登録者については、302 項宣誓書により明示的にカバーされることになるが—彼らの非会計基準情報の文脈において、彼らの DCP の適切性を検討しなければならない。登録者は最低限、以下に関する手続が整備されていることを確認するために、DCP のデザインを検討しなければならない。

1. **準拠性** — 非会計基準測定尺度は SEC 規則、規制及びガイダンスに準拠して表示される。
2. **作成の継続性** — 非会計基準測定尺度は、各期にわたり継続的に表示され、潜在的な非会計基準測定尺度調整は、各期間にわたり、適切かつ継続的な基準で評価される。
3. **データの品質** — 非会計基準測定尺度は、適切なコントロール下にある信頼性あるインプットを基礎として算定される。
4. **計算の正確性** — 非会計基準測定尺度は、算術的正確性をもって算定され、開示における非会計基準測定尺度は、当該算定された測定尺度と一致する。
5. **開示の透明性** — 非会計基準測定尺度、調整及び他の要求される開示の説明は明確であり、混乱を招くものではない。
6. **レビュー** — 非会計基準測定尺度は、非会計基準測定尺度及び関連する開示の適切性及び網羅性を確認するため、適切なレベルの経営者によりレビューされる。
7. **モニタリング** — 登録者の監視機能(例えば、内部監査、開示委員会又は監査委員会)は、非会計基準測定尺度に関連する DCP を適切にレビューする。監査委員会は、非会計基準測定尺度の作成及び使用の監督に関与している。

当該 DCP の特に重要な側面は、適切なレベルの経営者及びガバナンスを担う人々の関与である。登録者により、これは、開示委員会、監査委員会又はその双方が関与する非会計基準測定尺度の選定及び判定のレビューを含む可能性がある。(1)会計基準測定尺度に対する許容可能な調整の性質を明確に説明する、(2)当該方針により使用される非会計基準測定尺度を定義する、及び(3)インプット、計算又は調整における潜在的要因が評価及び承認されることになる、文書による方針設定は、経営者が DCP を識別することを支援する可能性がある。例えば、方針は、非経常的かつ非正常であり、従って定義された方針の範囲である、調整の種類を定性的に説明する可能性がある。それはまた、損益項目が非会計基準測定尺度調整に含まれるべきか否かの判定において、それらが評価される可能性がある、具体的な定量的閾値も概説する可能性がある。これは、適切な非会計基準測定尺度が使用され、及び投資者を混乱させる可能性がある調整において、多くの重要性のない調整に関する必要性の排除を確証することを支援しうる。

開示委員会の検討事項

一部の会社は、非会計基準測定尺度に関連するそれを含む開示の作成及び監督に当たり、CEO、CFO 及び監査委員会を支援するため、開示委員会の利用が役立つと考える可能性がある。開示委員会機能を、取締役会及び監査委員会の下位委員会とすることを一部の会社は選好しているが、開示委員会は典型的には経営者委員会 (management committee) である。

開示委員会は、非会計基準測定尺度に対するパラメーターを設定し、非会計基準測定尺度に関連する開示の適切性を判定することができる。特に、開示委員会は、上述の 7 つの考慮事項を使用して、インプット及び監視を提供するため、利益リリース草案をレビューしうる。このレビューの一環として、開示委員会は、有効なガバナンスを提供し、かつ会社の開示の正確性、網羅性、適時性及び公正性において、不可欠な役割を果たすことができる。

例となるアプローチ — 非会計基準測定尺度の開示に関連するコントロール

世界規模の製造会社は、様式 8-K に関して SEC に対して提出される四半期利益リリースにおける、特定の非会計基準測定尺度を使用している。外部報告マネジャーは、(1)四半期利益リリースにおいて、事業体が含まれることを予定している非会計基準測定尺度を作成し、かつ(2)当該算定に関して、算定された非会計基準測定尺度及び関連サポート (例えば、最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度と非会計基準測定尺度の調整) のレビューのために、コントローラーに提供する。

コントローラーは、各非会計基準測定尺度を再計算し、基礎となる会計基準測定尺度と総勘定元帳との一致を確認する。コントローラーはその後、会計基準測定尺度から非会計基準測定尺度への調整をレビューする。これには、調整項目の試算表、又はその他の裏付け資料との一致確認、及び当該調整が明確にラベル付けられ、かつ各調整の性質を説明しているか否かの検討が含まれる。コントローラーはまた、会社方針により、各調整が適切であるか否か、及び過去期間においてなされた調整と整合しているかを検討し、コントローラーは、経営者の焦点ではない重要でない調整を除外する。

さらに、コントローラーは、測定尺度が、SEC ガイダンスと整合していることを確認するため、禁止されている非会計基準測定尺度の表示のリストをレビューする。禁止されている表示のリストは、以下が含まれ、利益リリース草案が作成される前に評価される。

- 非会計基準財務測定尺度の表示を誤導する可能性がある重要な虚偽表示又は脱漏を含める。
- 流動性の一株当たり測定尺度の表示。
- その他の方法による決済能力の欠如により、現金決済を要求する、若しくは要求するであろう、又は要求していたであろう費用又は負債を、非会計基準流動性測定尺度から除外する
- 当該費用又は利得が、2 年以内に繰り返される可能性が合理的に高い、又は過去 2 年間において類似の費用又は利得が発生した場合で、非経常的、非頻繁的、又は非通常として識別された項目を排除又は平準化するための非会計基準業績測定尺度の調整。

コントローラーは、非会計基準測定尺度が、以下を含む、誤導の可能性のある調整を含むか否かを検討する。

- ビジネス運営に関して必要な、通常の、経常的現金営業費用を除外する。
- 現在の報告期間における項目を調整するが、前期における類似項目に関して調整しない。
- 特定の非経常的費用を除外するが、非経常的利益を除外しない。
- 特定の調整後収益測定尺度を含む、個別に適合された会計原則を基礎とする。

コントローラーは、会計基準測定尺度に対する調整の法人所得税の影響を考慮する(収益又は税引前利益の調整は、当期法人所得税費用の計算において想定される税務費用又は便益に影響を与える可能性があり、当該測定尺度が業績測定尺度である場合、当期及び繰延法人所得税費用は、収益性の非会計基準測定尺度と比例的に、当開示において算定かつ含められなければならないことに留意のこと)。加えて、コントローラーは、法人所得税に係る調整が別個に表示され、法人所得税に係る当調整が決定される方法の開示が存在することを検証する。最後に、コントローラーは、事業体の同業他社により使用される非会計基準測定尺度をレビューし、事業体の非会計基準測定尺度が、それらと比較可能であるか否かを検討する。コントローラーは、必要に応じ、これらのレビューステップに関して、外部報告マネジャーとフォローアップを実施するであろう。また、未解決の問題が解決した場合には、投資者リレーション・ディレクターに対して、レビュー済みの非会計基準測定尺度を提出するであろう。投資者リレーション・ディレクターは、利益リリースの草案を作成し、また、コントローラーによりレビューされた非会計基準測定尺度を含める。

利益リリース草案はその後、開示委員会によるレビュー対象となる。これは、最高財務責任者(chief financial officer)、ゼネラル・カウンセル(general counsel)、法人所得税ディレクター及び内部監査ディレクターから構成される。開示委員会は、利益リリース草案で開示される非会計基準測定尺度を、規則 G 及び他の SEC ガイダンスへの準拠性に関するレビューを実施し、以下を確認する。

- 非会計基準測定尺度が、誤導を招くものでなく、かつ禁止されていない。
- 非会計基準測定尺度が、最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度へ調整されて表示され、当該会計基準測定尺度よりも目立つものではない。
- 非会計基準測定尺度は適切に定義され、かつ説明されており、非会計基準測定尺度として明確にラベル付けされている。
- 非会計基準測定尺度はバランスが取れている(すなわち、非経常的費用だけでなく、非経常的利益についての調整を実施している)。

- 経営者が、当測定尺度が投資者にとって有用であると信じている、透明性があり、かつ会社固有の実質的な理由、また、重要である場合には、経営者が使用する測定尺度の目的の開示が存在する。
- 非会計基準測定尺度は、会計基準の財務諸表本表若しくは関連注記、又は規則 S-X 11²条により開示が要求されるプロ・フォーム財務諸表本表で表示されていない。
- 非会計基準財務諸表のタイトル又は説明は、会計基準財務測定尺度に関して使用されるタイトル又は説明と同一、又は混乱を招くほど類似していない。
- 測定尺度は、定義された方針に、各期間にわたり準拠して継続的に作成されており、会社の同業他社のそれと比較可能である。

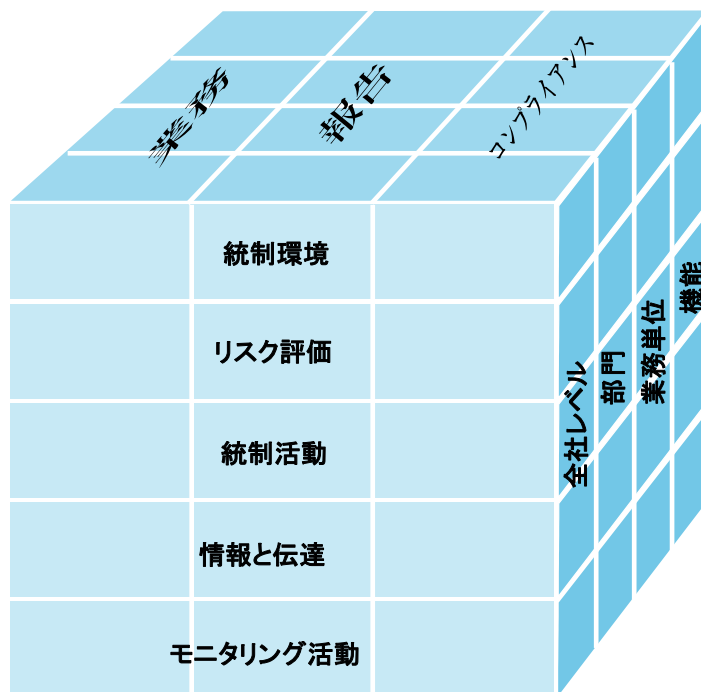
上述の準拠性問題、非会計基準測定尺度、及び利益リリース草案の開示の間の非整合性が存在する場合に、開示委員会は、投資者リレーション・ディレクター、コントローラー、又はその双方とフォローアップし、なされるべき変更を利益リリース草案へ加えることを要求することになる。未解決事項が解決されれば、開示委員会は、利益リリース草案を承認し、それをレビューのために監査委員会へ回付する。

監査委員会は、利益リリースのレビュー実施に当たり、外部財務報告に関する監視を実施する。これには、非会計基準測定尺度が、方針に準拠して適切に開示され、かつ SEC 規則、規制及びガイダンスと整合していることの確認が含まれる。

² SEC Regulation S-X, Article 11, "Pro Forma Financial Information."

付録 A—COSO の観点からのコントロール

2013年、COSOは、その「内部統制—統合的フレームワーク」を更新した。これは、内部統制のデザイン及び評価に関するフレームワークを提供するものである。当公刊物は、COSOの5構成要素(統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、及びモニタリング)に関連する概念を説明する17の原則を含んでいる。5つの構成要素は、組織の目的の全ての側面、典型的には三つのカテゴリー—業務、報告及びコンプライアンス、に関連するものである。これらの目的及び構成要素はまた、事業体の構造に関連するものである。COSOは、目的、構成要素、及び事業体構造の間の関係を、以下の立方体の形式で描写している。



我々は、非会計基準測定尺度の検討において、及びそれらが COSO レンズを通じて見られる可能性がある方法において、報告目的(外部財務報告関連)及びコンプライアンス目的(法及び規則へのコンプライアンス関連)の双方が関連するものと信じている。

したがって、非会計基準測定尺度に係る有効な内部統制のデザインの評価に当たり、会社は、報告及びコンプライアンスの観点において、その目的を検討する可能性がある。それらの目的を基礎として、内部統制の5つの構成要素及び構成要素内の17の原則を考慮して。上記で列挙された DCP に関する考慮事項(1 から 7)は、5つの全ての構成要素及び17の全ての原則をカバーするまで拡張されうる(2013年 COSO「内部統制—統合的フレームワーク」から抜粋された、以下の表を参照のこと)。

COSO 内部統制—統合されたフレームワークにおける、構成要素及び原則



- | | | | | |
|---|---|--|--|---|
| <p>1. 組織は、誠実性と倫理観に対するコミットメントを表明する。</p> | <p>6. 組織は、内部統制の目的に関連するリスクの識別と評価ができるように、十分な明確さを備えた内部統制の目的を明示する。</p> | <p>10. 組織は、内部統制の目的に対するリスクを許容可能な水準まで低減するのに役立つ統制活動を選択し、整備する。</p> | <p>13. 組織は、内部統制が機能することを支援する、関連性のあつた質の高い情報入手又は作成して利用する。</p> | <p>16. 組織は、内部統制の構成要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的評価及び/又は独立的評価を選択し、整備及び運用する。</p> |
| <p>2. 取締役会は、経営者から独立していることを表明し、かつ、内部統制の整備及び運用状況について監督を行う。</p> | <p>7. 組織は、自らの目的の達成に関連する事業体全体にわたるリスクを識別し、当該リスクの管理の仕方決定するための基礎としてのリスクを分析する。</p> | <p>11. 組織は、内部統制の目的の達成を支援するテクノロジーに関する全般的統制活動を選択し、整備する。</p> | <p>14. 組織は、内部統制が機能することを支援するために必要な、内部統制の目的と内部統制に対する責任を含む情報を組織内部に伝達する。</p> | <p>17. 組織は、適時に内部統制の不備を評価し、必要に応じて、それを適時に上級経営者及び取締役会を含む、是正措置を講じる責任を負う者に対して伝達する。</p> |
| <p>3. 経営者は、取締役会の監督の下、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立する。</p> | <p>8. 組織は、内部統制の目的の達成に対するリスクの評価において、不正の可能性について検討する。</p> | <p>12. 組織は、期待されていることを明確にした方針及び方針を実行するための手続を通じて、統制活動を展開する。</p> | <p>15. 組織は、内部統制が機能することに影響を及ぼす事項に関して、外部の関係者との間での情報伝達を行う。</p> | |
| <p>4. 組織は、内部統制の目的に合わせて、有能な個人を惹きつけ、育成し、かつ維持することに対するコミットメントを表明する。</p> | <p>9. 組織は、内部統制システムに重大な影響を及ぼし得る変化を識別し、評価する。</p> | | | |
| <p>5. 組織は、内部統制の目的を達成するに当たり、内部統制に対する責任を個々人に持たせる。</p> | | | | |

付録 B—ICFR 及び DCP の定義

ICFR

SEC 及び PCAOB 規則は、ICFR を次のように定義している。「財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した、外部目的の財務諸表の作成に関する合理的保証を提供するため、発行者の主要なエグゼクティブ (executive) 及び主要な財務オフィサー (officers)、又は類似の機能を実施する担当者より設計される、又は監視下に置かれ、かつ発行者の取締役会、経営者及び他の担当者により影響を受けるプロセスであり、以下の方針及び手続を含む、

- (1) 発行者の資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の保持に関する。
- (2) 取引が、一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表の作成を必要に応じ可能にするよう記帳される、かつ発行者の現金受領及び現金支払は、発行者の経営者及び取締役の承認に準拠した場合にのみなされることの合理的な保証を提供する。
- (3) 財務諸表に対して重要な影響を有しうる、発行者の資産の未承認の取得、使用又は処分の防止又は適時の発見に関する合理的な保証を提供する。

DCP

SEC 規則は、DCP を次のように定義している。「当法 (15 U.S.C. 78a et seq.) の下でファイル又は提出される報告書において、発行者により開示されることが要求される情報が、当委員会の規則及び様式で特定されている期間内に、記録され、処理され、要約されかつ報告されることを保証すべく設計された、発行者のコントロール及び他の手続である。開示コントロール及び手続は、これらに限定されないが、当法の下でファイルされ提出される報告書において、発行者による開示が要求される情報が累積され、要求される開示に関して適時に判断することを適切に可能ならしめるため主要エグゼクティブ・オフィサー及びオフィサー並びに主要財務オフィサー及びオフィサー、又は類似の機能を実行する個人を含む発行者の経営者に伝達されることを保証するよう設計されたコントロール及び手続が含まれる。」

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための *Dbriefs*

Dbriefs へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) を

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。